奈良教育大学における発注・物品及び役務 検収体制について (業者の皆様へ)

改正 令和5年1月26日

奈良教育大学

<u>目</u>次

- 1. 導入の背景及び概要
- 2. 教員による発注
- 3. 納品時のお願い
- 4-1. 物品の納品手続き
- 4-2. 図書の納品手続き
- 4-3. 役務の納品(完了)手続き
- 5-1. 物品・役務の発注~支払いまで (1契約100万円・1品50万円未満の物品購入並びに1契約50万円未満の役務行為)
- 5-2. 物品・役務の発注~支払いまで (1契約100万円・1品50万円以上の物品購入並びに1契約50万円以上の役務行為)
- 5-3. 図書の発注~支払いまで(1契約100万円(1品50万円)未満)
- 5-4. 図書の発注~支払いまで(1契約100万円(1品50万円)以上)

1. 導入の背景及び概要

- 平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)に『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)』が示され、競争的研究資金の研究機関による管理責任下での執行と、不正使用防止のための体制づくりが求められました。 (https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm)
- ・本学を担当する監査法人や文部科学省などの会計監査において『(運営費交付金など) すべての研究費でも同様のチェック体制を導入するよう』指導されています。
- ついては、運営費交付金・寄附金・科学研究費補助金などすべての研究費を対象に、物品検収体制を統一することとしましたので、ご協力をお願いします。
- ・なお、いわゆる「預け金」「カラ納品」などの不正使用に関わった場合は学内の定め に従い、取引停止などの処分が科せられます。

2. 教員による発注

・本学では、教員による発注を認めていますが、発注出来る金額の範囲は、

- ①同じ日に②同じ業者へ
- ③税込みで1契約100万円(1品50万円)未満

(役務・修理は1契約50万円未満)

です。

その他は契約係からの発注となります。教員から税込みで100万円(1品50万円)以上の発注があった場合は受注せず、必ず契約係を通して下さい。

3. 納品時のお願い

・品目によって検収場所が異なります。

	納品場所	検収場所	検収担当者
物品	大学	企画·財務課 (管理棟1階)	契約係職員
	各附属学校園	各附属学校園	各附属学校園職員
	実習園•実習林	実習園•実習林	実習園•実習林職員
図書	附属図書館	附属図書館1階	図書館職員

4-1. 物品の納品手続き

|物品を「納品書」とともに<mark>財務担当部署(※)へ搬入し、事務職員の検収を受けて下さい</mark>。

|※附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、実習園、実習林への納品の際、それぞれの検収担当者の検収を受けて下さい。



※ 直接、発注者へ納入しないようお願いします。

「納品書」と現物とを照合し、間違いがなければ検収印(確認印)を押してお返しします。



※ 納品日は必ず記入して下さい。

検収印(確認印)を押した「納品書」を持って発注教員等が指定した場所へ納品して下さい。

4-2. 図書の納品手続き

図書を「納品書」とともに図書館職員、または発注教員へ搬入して下さい。

※ 物品と異なり、直接発注教員へ納入してもかまいません。

「納品書」と現物とを照合し、間違いがなければ検収印(確認印)を押印し、そのまま受け取ります。

※ 納品日・発注教員名は必ず記入して下さい。

4-3. 役務の納品(完了)手続き【成果物がある場合】

【成果物がある場合】

物品を「納品書」とともに財務担当部署(※)へ搬入し、事務職員の検収を受けて下さい。

※附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 実習園, 実習林への納品の際, それぞれの検収担当者の検収を受けて下さい。

※ 直接、発注者へ納入しないようお願いします。

「納品書」と現物とを照合し、間違いがなければ検収印(確認印)を押してお返しします。

※ 納品日は必ず記入して下さい。

検収印(確認印)を押した「納品書」を持って発注教員等が指定した場所へ納品して下さい。

役務の納品(完了)手続き【**成果物がない場合**】

【成果物がない場合】

現場にて作業を行ってください。作業完了後、事務職員へ完了連絡を行ってください。

※附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 実習園, 実習林への納品の際, それぞれの検収担当者の検収を受けて下さい。



現地にて、事務職員立会いのもと、履行事実の確認を行い、問題がなければ完了報告書等に検収印(確認印)を押してお返しします。

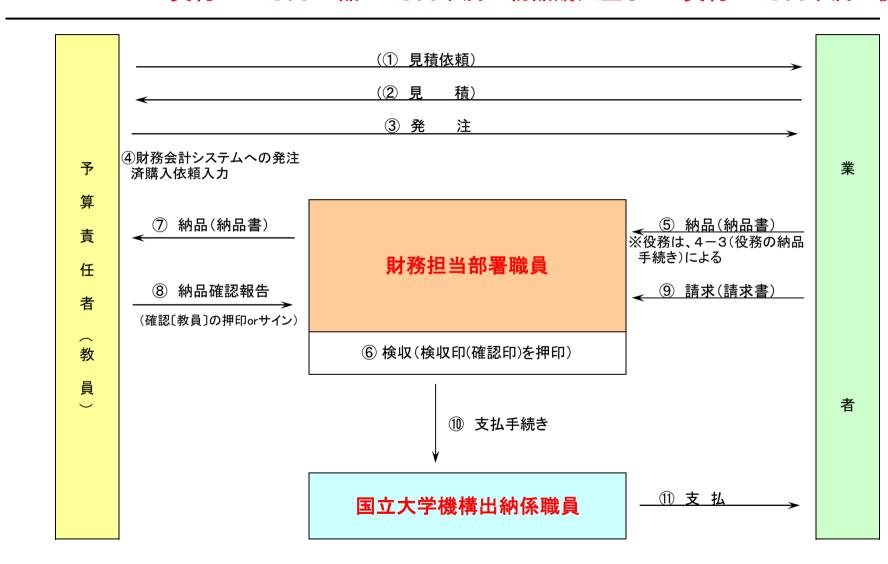


※ 完了日は必ず記入して下さい。

検収印(確認印)を押した「完了報告書」等を持って発注教員等の検査を受けて下さい。

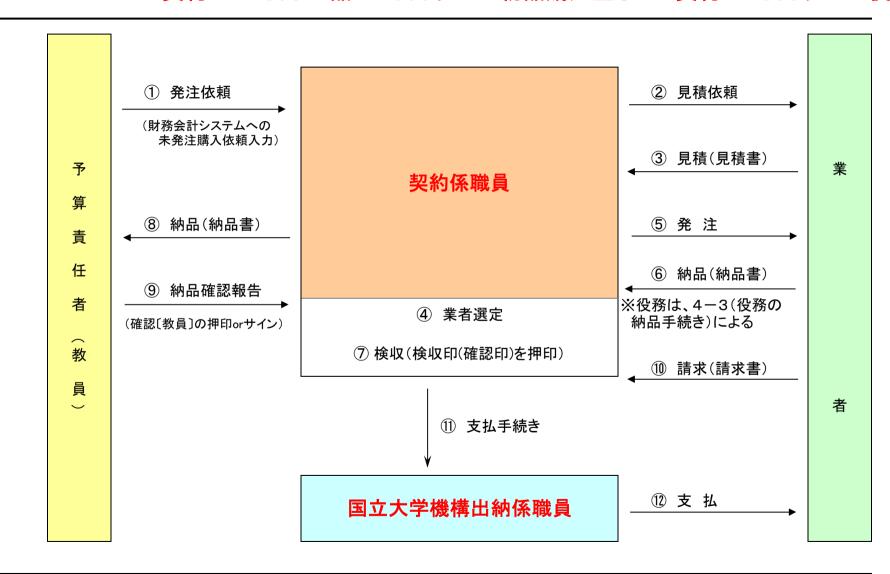
5-1. 物品・役務の発注~支払いまで

1契約100万円・1品50万円未満の物品購入並びに1契約50万円未満の役務行為

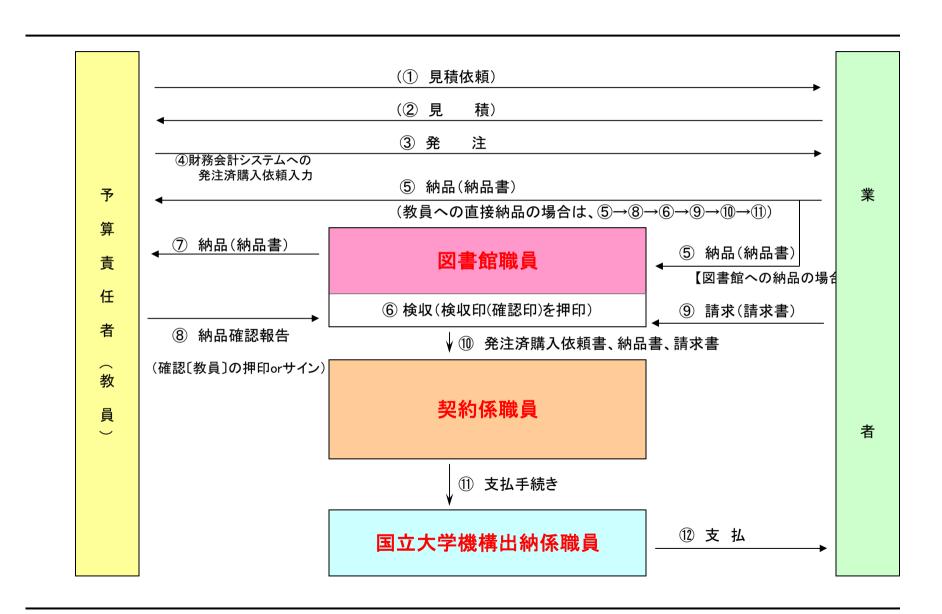


5-2. 物品・役務の発注~支払いまで

1契約100万円・1品50万円以上の物品購入並びに1契約50万円以上の役務行為



5-3. 図書の発注~支払いまで1契約100万円(1品50万円)未満



5-4. 図書の発注~支払いまで1契約100万円(1品50万円)以上

